

節税レポート



平成 22年 1月号

発行日 2010.1.1

今月のテーマ 交際費あれこれ

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

交際費は福利厚生費、寄付金、会議費等の隣接科目との区別が微妙です。

また他社と共同で接待した場合の自社の交際費額、交際費計上の時期等、その取り扱いに注意しなければならない点が幾つかあります。サンプルを上げてみました。

問 1 メーカーが一部負担してくれた場合の交際費額

当社は卸売業を営んでおります。メーカーの協賛を得て、小売店を観劇に招待しました。

メーカーが観劇費用の一部を負担してくれます。

この場合、当社負担額のみを交際費としてよろしいですか？

答

あらかじめメーカーと分担額を決め、共同で行うことが明らかな場合には、貴社負担額のみを交際費とすることができます。

メーカーも貴社も、それぞれ負担した額を、それぞれの交際費として処理します。

ただし、貴社が独自に観劇を行い、その後メーカーと交渉して一部負担してもらった場合はこれに当たりません。

観劇費用は全額が貴社の交際費となります。

メーカーからの入金観劇とは別個のものとして、雑収入となります。

問 2 業界団体の記念式典費用

当社が所属している同業者団体は、創立10周年の記念式典を行いました。

その費用として特別会費を、会員各社が負担しました。

特別会費の内容はパーティー費用と記念品代です。

当社が負担した特別会費は、交際費になるのでしょうか？

それとも、諸会費でもよいのでしょうか？

答 特別会費の名目であっても、貴社の所属している同業者団体が接待、供応、慰安、贈答等を行うための負担額は交際費となります。

貴社がその創立10周年の記念式典に、参加しない場合も同じです。

また交際費の計上時期は、貴社が特別会費を支払った事業年度ではありません。

貴社が所属している同業者団体が、記念式典費用を支払った事業年度となります。

さらに、集めた特別会費に余りが生じた場合には、その額を貴社は前払費用として処理することになります。

支払った特別会費全額を交際費と出来ないのです。

問 3 交際費の計上時期

当社の事業年度は4月1日～翌年3月31日です。次の例の場合、交際費の計上時期は何時になりますか？

- 1 3月に得意先を接待しましたが、飲み屋からの請求書が4月となりました。3月に未払金を計上しました。
- 2 3月に得意先を接待しましたが、飲み屋に支払った金額は仮払金で処理したままです。

答 交際費の損金算入時期は、接待等をした事業年度で交際費に算入します。

1 の場合のように、請求書が4月発行されても、3月分として未払金を計上するのが正解です。

3月の交際費となります。

2 の場合のように仮払金で処理しても、3月までの事業年度の交際費の金額に加算しなければなりません。

問 4 自社の飲食店で接待した場合の交際費額

当社は食料品の卸売業者ですが、飲食店も営んでおります。

お得意さんを当社の飲食店で接待した場合、交際費の額は原価・売価どちらでしょうか？

答 交際費の額は接待、供応、慰安、贈答等に支出する額です。したがって、飲食店の料理等の原価によります。

原価の計算が煩雑の場合、売価 × 平均原価率により計算することも認められます。
(それが明らかに不合理でなければ)

問 5 得意先の新工場落成祝金

得意先であるA社が新工場を落成しました。お祝として 現金10万円を贈りました。

この場合、この金額を交際費として処理すべきでしょうか？

それとも寄付金として処理すべきでしょうか？

答 現金で贈与したものであっても、得意先への慶弔費の支出ですから、交際費となります。

交際費となるか、寄付金となるかは 支出相手先が事業上の関連があるかどうかで判断します。

得意先への災害見舞金は、交際費として扱わなくともよいことになっております。

現金での贈与であっても、直接事業に関係のない者に対する支出は寄付金となります。
例えば、神社の祭礼、政治団体等に対する支出です。

問 6 得意先への災害見舞金

当社の得意先A社は、地震で工場が被災しました。
生産活動が出来ない状態です。この度、災害見舞金を贈りました。

交際費になりますか？

- 答
- 1 得意先A社が、通常の営業活動を再開するまでに支出する災害見舞金は、交際費に含めません。
 - 2 これは得意先の救済を通じて、自社の被る損失を回避するための費用と、考えられているためです。
A社に対する見舞金は、A社との被災前の取引関係の維持を目的としていると考えられます。

問 7 売上割戻としての商品券

当社は売上割戻と同じ計算基準で商品券(1枚 3,000円以下)を得意先に渡すことにしました。
売上割戻として経理処理できますか？

- 答
- 1 商品券の交付は交際費となります。
 - 2 売上割戻と同じ計算基準で物品を交付した場合で、売上割戻として経理処理できるのは、次のものを交付したときです。
 - ① 事業用資産
 - ② 購入単価 3,000円以下の少額物品
 - 3 お問合わせの件は、2の②に該当するように思います。
しかし、商品券など交付を受ける物品が特定していないものは少額物品に当たりません。
1枚 3,000円の商品券を沢山集めると、高額の商品と交換出来ますからね。

- 4 商品券を購入する場合、消費税でも要注意です。課税仕入れになりません。

問 8 野球場のシーズン予約券

当社は Aドームのシーズン予約席を確保しました。予約席には当社の社名プレートが取り付けられています。野球入場券は得意先に配布しました。予約席料を宣伝広告費として、処理したいと思いますが……。

如何でしょうか？

答 法人税法上 交際費となります。

- 1 利用者は得意先に限られており、予約席は不特定多数に対する宣伝的効果を意図しているとは思われません。
- 2 予約席に社名プレートが取り付けられていても、不特定多数への宣伝広告的効果より、むしろ 球場に来た得意先の便宜のためと考えられます。
- 3 球場の開幕日を含む事業年度の交際費となります。

予約席料を支払った事業年度ではありませんので、注意してください。

支払った時点では、あくまでも仮払金なり前払金で、開幕日からサービスの提供を受けることとなります。

問 9 タクシー運転手に支払う手数料(土産物店)

当社は土産物店を営んでおります。タクシー会社の運転手がお客を連れて来てくれた場合、一定の手数料を支払っております。この支払った金額については、販売手数料として処理しております。法人税法上問題はありますか？

答 この支払は、タクシー運転手に対する心付けであり、法人税法上交際費となります。

したがって、限度額を超える金額は損金不算入（法人税法上の経費とならぬこと）となります。

支払手数料や情報提供者に支払う手数料で、正当な対価として認められるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

この場合は正当な対価として交際費となりません。

- 1 あらかじめ決められた契約に基づく支払であること
- 2 役務の内容が明らかであり、実際に役務の提供を受けていること
- 3 支払額が役務の内容と照らして、相当と認められること

問 10 元従業員への慶弔支出

当社を半年前に退職した Aさんが亡くなったため、遺族に見舞金をさしあげました。
交際費としなければ、ならないでしょうか？

- 答
- 1 見舞金が社会通念上相当額なら、交際費に含める必要はありません。
 - 2 慶弔規程等 一定の基準に従って、支給される従業員に対する慶弔費は、福利厚生費となります。
 - 3 退職者に対する慶弔規程がない場合でも、社会通念上相当額であると認められる場合は、交際費に含める必要はありません。

問 11 情報提供者に支払う手数料(不動産業者)

当社は不動産販売業を営んでおります。不動産物件、お客様を紹介してくれた人に対して、手数料を支払っております。
その金額は、5万円～50万円の間に決めています。
金額は紹介者の社会的地位を参考に決めています。

この場合の支払手数料は、税務上どのような取扱いになるのでしょうか？

答 単なる謝礼としての性格が強いので、交際費となります。
情報提供者に対して支払う手数料も次の3つの要件をすべて
満たせば、正当な対価として交際費となりません。

- 1 あらかじめ決められた契約に基づく支払であること
 - 2 役務の内容が明らかであり、実際に役務の提供を受けていること
 - 3 支払額が役務の内容と照らして、相当と認められること
- 手数料を支払う場合には、事前の準備が必要です。

問 12 創立10周年記念パーティー費用

当社は創立10周年を迎えましたので、取引先、同業者等を招き、
ホテルで記念パーティーを開きました。費用は総額 100万円
かかりました。
招待者から頂いた ご祝儀が 50万円ありました。また出席した
従業員に対応する費用は 30万円でした。
そこで、従業員分を福利厚生費として処理し、招待客から頂いた
祝儀 50万円を引いた 20万円を交際費として処理したいと
思います。差し支えありませんか？

- 答
- 1 パーティー費用 100万円 全額が交際費となります。
従業員に対応する費用は引けませんし、招待客から頂いた祝儀
を控除することも認められません。
 - 2 従業員がパーティーに参加した場合も、招待客同様交際費に
当たります。
 - 3 交際費の定義では「・・・のために支出する費用を交際費とする」
となっておりますので、ホテルに支払った100万円全額が交際
費となります。
頂いた祝儀は雑収入となります。
 - 4 創立記念日等で、社内において出される通常の飲食費用は福
利厚生費となります。